

令和2年4月8日

被災地支援に関わる皆様

長野県災害時支援ネットワーク
事務局団体 長野県 NPO センター
同 長野県社会福祉協議会

令和2年4月7日、政府は7都府県を対象とした緊急事態宣言を発令しました。

長野県は対象地域には含まれていませんが、先週末から今週にかけて、県内でも感染確認者の発生頻度が上がりつつあり、発生地域も県内ほとんどの圏域に及んでいます。

長野県庁は現状を総合的に考慮し、4月9日から4月22日までを「感染対策強化期間」としています。そこで、被災地においてもこの難局を乗り越え、国民として互いに協力し合いながら、感染症のまん延防止に取り組んでいかなければなりません。

この状況を受け、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、皆様の生命と安全を守るため、長野県災害時支援ネットワークとして被災地支援に関わる皆様に、下記の通り要請します。

記

1、緊急事態措置を実施すべき区域とされた都府県、およびその他多くの感染者を確認した地域への往来を防ぐため、4月9日から5月6日まで一般ボランティアの活動は中止してください。

※緊急の被災者からのニーズ対応は、関係機関が協議し、対応することとしています。

長野市の被災者ニーズ受付窓口は以下の通りです。

- ・長野市社会福祉協議会 ボランティアセンター
- ・長野市社会福祉協議会 生活支援・地域ささえあいセンター

2、人が不特定多数集まる集会等は基本的におこなわないでください。

3、県内外から被災地支援に入られている個人、団体で、現地事務所および宿泊施設を確保していない場合は、一度本拠地に戻り活動を自粛してください。

以上